

05 法務省 (第10次特区 再々検討要請回答)

Table with 18 columns: 管理コード, 具体的事業を実現するために必要な措置(事項名), 該当法令等, 制度の現状, 提案の具体的内容, 具体的事業の実施内容, 提案理由, 措置の分類, 措置の内容, 各府省庁からの提案に対する回答, 再検討要請, 提案主体からの意見, '措置の分類の見直し', '措置の内容の見直し', 各府省庁からの再検討要請に対する回答, 再々検討要請, 提案主体からの再意見, '措置の分類の見直し', '措置の内容の見直し', 各府省庁からの再々検討要請に対する回答, 提案事項管理番号, 提案主体名, 制度の所管(関係府庁).

05 法務省(第10次特区 再々検討要請回答)

Table with 18 columns: 管理コード, 具体的事業を実現するために必要な措置(事項名), 該当法令等, 制度の現状, 提案の具体的内容, 具体的事業の実施内容, 提案理由, 措置の分類, 措置の内容, 各府省庁からの提案に対する回答, 再検討要請, 提案主体からの意見, '措置の分類の見直し', '措置の内容の見直し', 各府省庁からの再検討要請に対する回答, 再々検討要請, 提案主体からの再意見, '措置の分類の見直し', '措置の内容の見直し', 各府省庁からの再々検討要請に対する回答, 再々検討要請, 提案主体からの再意見, 提案事項管理番号, 提案主体名, 制度の所管関係府庁.

05 法務省 (第10次特区 再々検討要請回答)

管理コード	具体的事業を実施するために必要な措置(事項)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管関係府庁
050190	「人文知識・国際業務」のうち人文知識の必要経歴年数の緩和	出入国管理及び難民認定法七条第一項第二号の基準を定める省令	申請人が人文知識の分野に専ら知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、従事しようとする業務において、これに必要な知識に係る科目を専らして大学を卒業し、若しくはこれと同等以上の教育を受けた又は従事しようとする業務に専らして1年以上の実務経験を有すること。	「人文知識・国際業務」(うち人文知識)の必要経歴年数10年から4年に緩和する。	政府が推進する対日投資の拡大(今後5年間で対GDP比増)という国家方針を踏まえ、ふる(から)港を通じて海外に門戸を開き、国際都市として発展してきた兵庫・神戸の地域経済の発展及び必要な国際人材を確保するため、対日投資に必要人材の国内促進を目的としている。	「人文知識・国際業務」のうち人文知識の必要経歴年数の緩和を行うことにより、より一層の対日投資が促進され、地域経済の振興に資するため。	C		単純に実務経歴年数の緩和を行うことは、その程度に限らず、単純労働者の受け入れに必要となることから、政府として外国人労働者を必要とする基本政策を変更することは、措置を行うことは困難である。	再検討要請	日本に進出する外資系企業が本国から人文知識を有する者が必要となる場合、10年間の人文知識に関する経験を要することは、対日直接投資を進捗させる観点からは、不適切な点がある。単純労働者の受け入れに必要となることから、政府として外国人労働者を必要とする基本政策を変更することは、措置を行うことは困難である。	「人文知識・国際業務」のうち人文知識の必要経歴年数の緩和を要する。単純労働者の受け入れに必要となることから、政府として外国人労働者を必要とする基本政策を変更することは、措置を行うことは困難である。	「人文知識・国際業務」のうち人文知識の必要経歴年数の緩和を要する。単純労働者の受け入れに必要となることから、政府として外国人労働者を必要とする基本政策を変更することは、措置を行うことは困難である。	人文知識の在留資格により日本で就労する場合は、専ら知識を必要とする業務に従事しようとする業務に従事することとされている。また、客観的な指標については、社会的実情等を踏まえ、例えば、最近認可や客観的に技術・技能レベルを得る国家資格等を通し、現状と同等の専門性・技術性が確保されることが社会的に認められていることが具体的に確認されれば、当該国家資格等をもって大学・実務経歴要件を緩和することについて検討が可能である。	1110030	兵庫県	神戸市	法務省			
050200	「企業内転勤」の転勤前関連業務従事要件の緩和	出入国管理及び難民認定法七条第一項第二号の基準を定める省令	転勤の直前に外国にある本店、支店その他の事業所において一年以上継続して当該業務に従事していること	「企業内転勤」の転勤前関連業務従事要件を1年から6か月以上に緩和する。	政府が推進する対日投資の拡大(今後5年間で対GDP比増)という国家方針を踏まえ、ふる(から)港を通じて海外に門戸を開き、国際都市として発展してきた兵庫・神戸の地域経済の発展及び必要な国際人材を確保するため、対日投資に必要人材の国内促進を目的としている。	「企業内転勤」の転勤前関連業務従事要件の緩和を行うことにより、対内投資に係る人材の流入を促進することによって、より一層の対日投資が促進され、地域経済の振興に資するため、入国が可能である。	C		在留資格「企業内転勤」は、外国で活躍している知識者に対する在留資格である。単純労働者の在留資格には異なる要件の下に受け入れられるものである。また、単純労働者の在留資格に必要となることから、政府として外国人労働者を必要とする基本政策を変更することは、措置を行うことは困難である。	再検討要請	外資系の企業が日本に支店等を設置するにあたり、支店長等責任者を配置する場合、例へば、日本の外交・事務に精通した外国人を専ら知識を必要とする。このうち、外資系企業では年間の労働者を受け入れなければならないなど、日本に出向する者を受け入れることができない場合がある。また、単純労働者の受け入れに必要となることから、政府として外国人労働者を必要とする基本政策を変更することは、措置を行うことは困難である。	「企業内転勤」の転勤前関連業務従事要件の緩和を要する。単純労働者の受け入れに必要となることから、政府として外国人労働者を必要とする基本政策を変更することは、措置を行うことは困難である。	規制改革・民間開放推進3年計画において海外から外国人転勤者を導入する在留資格について見直しを検討することになっている。神戸市では現在、海外・外資系企業において、専ら知識を必要とする外国人の在留資格として、在留資格「企業内転勤」の転勤前関連業務従事要件を緩和している企業が多い。また、単純労働者の受け入れに必要となることから、政府として外国人労働者を必要とする基本政策を変更することは、措置を行うことは困難である。	1110040	兵庫県	神戸市	法務省				
050210	留學生の卒業後の起業活動を「特定活動」として許可される活動に追加	平成16年12月2日付法務省官報第1131号	在留資格「留学」をもって在留している外国人が、所属していた大学の推薦などを受けて当該大学の推薦活動を行う場合、卒業後に当該活動を行う場合は、専ら知識を必要とする業務に従事することとされている。	留學生の卒業後の起業活動を「特定活動」として許可される活動に追加する。	政府が推進する対日投資の拡大(今後5年間で対GDP比増)という国家方針を踏まえ、ふる(から)港を通じて海外に門戸を開き、国際都市として発展してきた兵庫・神戸の地域経済の発展及び必要な国際人材を確保するため、対日投資に必要人材の国内促進を目的としている。	「留學生の卒業後の起業活動を「特定活動」として許可される活動に追加することによって、より一層の対日投資が促進され、地域経済の振興に資するため。	C		留學生が卒業後に起業活動を行う場合、現行で認められている就業活動のうち1日間の滞在が必要となる。また、単純労働者の在留資格に必要となることから、政府として外国人労働者を必要とする基本政策を変更することは、措置を行うことは困難である。	再検討要請	留學生が卒業後に起業活動を行う場合、現行で認められている就業活動のうち1日間の滞在が必要となる。また、単純労働者の在留資格に必要となることから、政府として外国人労働者を必要とする基本政策を変更することは、措置を行うことは困難である。	「留學生の卒業後の起業活動を「特定活動」として許可される活動に追加することによって、より一層の対日投資が促進され、地域経済の振興に資するため。	兵庫県・神戸市は古(から)中国の経済交流等が盛んであり多くの中国人等が経済活動を行っている。また、専ら知識を必要とする外国人の在留資格として、在留資格「留学」をもって在留している外国人が、所属していた大学の推薦などを受けて当該大学の推薦活動を行う場合は、卒業後に当該活動を行う場合は、専ら知識を必要とする業務に従事することとされている。また、客観的な指標については、社会的実情等を踏まえ、例えば、最近認可や客観的に技術・技能レベルを得る国家資格等を通し、現状と同等の専門性・技術性が確保されることが社会的に認められていることが具体的に確認されれば、当該国家資格等をもって大学・実務経歴要件を緩和することについて検討が可能である。	1110050	兵庫県	神戸市	警察庁				
050220	「投資・経営」の在留資格を有する外国人の扶養家族を認めることとする。	出入国管理及び難民認定法七条第一項第二号の基準を定める省令	外国人研究者受け入れ促進制度及び外国人情報処理技術者受け入れ促進事業の対象となる外国人研究者及び外国人情報処理技術者の扶養家族を認めることとされている。	「投資・経営」の在留資格を有する外国人の扶養家族を認めることとする。	政府が推進する対日投資の拡大(今後5年間で対GDP比増)という国家方針を踏まえ、ふる(から)港を通じて海外に門戸を開き、国際都市として発展してきた兵庫・神戸の地域経済の発展及び必要な国際人材を確保するため、対日投資に必要人材の国内促進を目的としている。	「投資・経営」の在留資格を有する外国人の扶養家族を認めることとする。また、単純労働者の在留資格に必要となることから、政府として外国人労働者を必要とする基本政策を変更することは、措置を行うことは困難である。	C		本要望は、実質的に在留資格「家族滞在」の範囲拡大を認めるものである。当該措置の実施は、長期滞在、定住化を進めることとなる。また、単純労働者の在留資格に必要となることから、政府として外国人労働者を必要とする基本政策を変更することは、措置を行うことは困難である。	再検討要請	留學生が卒業後に起業活動を行う場合、現行で認められている就業活動のうち1日間の滞在が必要となる。また、単純労働者の在留資格に必要となることから、政府として外国人労働者を必要とする基本政策を変更することは、措置を行うことは困難である。	「投資・経営」の在留資格を有する外国人の扶養家族を認めることとする。また、単純労働者の在留資格に必要となることから、政府として外国人労働者を必要とする基本政策を変更することは、措置を行うことは困難である。	外国人研究者及び外国人情報処理技術者の在留資格を認めることとする。また、単純労働者の在留資格に必要となることから、政府として外国人労働者を必要とする基本政策を変更することは、措置を行うことは困難である。	外国人研究者及び外国人情報処理技術者の在留資格を認めることとする。また、単純労働者の在留資格に必要となることから、政府として外国人労働者を必要とする基本政策を変更することは、措置を行うことは困難である。	1110060	兵庫県	神戸市	法務省			
050230	海外支援助力の迅速な受け入れ体制の構築(国際防災協力特区)	平成10年1月20日付海外からの支援受け入れに関する関係省庁連絡会議申し合せ	大規模災害発生時に海外からの支援を受け入れるための迅速な受け入れ体制を構築することとされている。	海外支援助力の迅速な受け入れ体制を構築することとする。	大規模災害発生時に海外からの支援を受け入れるための迅速な受け入れ体制を構築することとする。	大規模災害発生時に海外からの支援を受け入れるための迅速な受け入れ体制を構築することとする。また、単純労働者の在留資格に必要となることから、政府として外国人労働者を必要とする基本政策を変更することは、措置を行うことは困難である。	E		大規模災害発生時に海外からの支援を受け入れるための迅速な受け入れ体制を構築することとする。また、単純労働者の在留資格に必要となることから、政府として外国人労働者を必要とする基本政策を変更することは、措置を行うことは困難である。	再検討要請	留學生が卒業後に起業活動を行う場合、現行で認められている就業活動のうち1日間の滞在が必要となる。また、単純労働者の在留資格に必要となることから、政府として外国人労働者を必要とする基本政策を変更することは、措置を行うことは困難である。	海外支援助力の迅速な受け入れ体制を構築することとする。また、単純労働者の在留資格に必要となることから、政府として外国人労働者を必要とする基本政策を変更することは、措置を行うことは困難である。	災害対策基本法第8条第2項第1号が定める「国際防災協力特区」を指定することによって、海外からの支援を受け入れるための迅速な受け入れ体制を構築することとする。	1110320	兵庫県	三木町	法務省 農林水産省 内閣府				
050240	行政書士による商商・法人登記の実証実験	司法書士法第3条第1項第1号	商商・法人登記の行政書士への開放につき、商商・法人登記の実証実験を行うこととする。	行政書士による商商・法人登記の実証実験を行うこととする。	大規模災害発生時に海外からの支援を受け入れるための迅速な受け入れ体制を構築することとする。また、単純労働者の在留資格に必要となることから、政府として外国人労働者を必要とする基本政策を変更することは、措置を行うことは困難である。	大規模災害発生時に海外からの支援を受け入れるための迅速な受け入れ体制を構築することとする。また、単純労働者の在留資格に必要となることから、政府として外国人労働者を必要とする基本政策を変更することは、措置を行うことは困難である。	C		大規模災害発生時に海外からの支援を受け入れるための迅速な受け入れ体制を構築することとする。また、単純労働者の在留資格に必要となることから、政府として外国人労働者を必要とする基本政策を変更することは、措置を行うことは困難である。	再検討要請	留學生が卒業後に起業活動を行う場合、現行で認められている就業活動のうち1日間の滞在が必要となる。また、単純労働者の在留資格に必要となることから、政府として外国人労働者を必要とする基本政策を変更することは、措置を行うことは困難である。	行政書士による商商・法人登記の実証実験を行うこととする。また、単純労働者の在留資格に必要となることから、政府として外国人労働者を必要とする基本政策を変更することは、措置を行うことは困難である。	以下、意見書に基づいて回答する。 「国際防災協力特区」を指定することによって、海外からの支援を受け入れるための迅速な受け入れ体制を構築することとする。	1122010	個人	法務省					
050250	商商・法人登記申請のオンライン申請手続への開放	司法書士法第3条第1項第1号	商商・法人登記申請のオンライン申請手続への開放を行うこととする。	商商・法人登記申請のオンライン申請手続への開放を行うこととする。	大規模災害発生時に海外からの支援を受け入れるための迅速な受け入れ体制を構築することとする。また、単純労働者の在留資格に必要となることから、政府として外国人労働者を必要とする基本政策を変更することは、措置を行うことは困難である。	大規模災害発生時に海外からの支援を受け入れるための迅速な受け入れ体制を構築することとする。また、単純労働者の在留資格に必要となることから、政府として外国人労働者を必要とする基本政策を変更することは、措置を行うことは困難である。	C		大規模災害発生時に海外からの支援を受け入れるための迅速な受け入れ体制を構築することとする。また、単純労働者の在留資格に必要となることから、政府として外国人労働者を必要とする基本政策を変更することは、措置を行うことは困難である。	再検討要請	留學生が卒業後に起業活動を行う場合、現行で認められている就業活動のうち1日間の滞在が必要となる。また、単純労働者の在留資格に必要となることから、政府として外国人労働者を必要とする基本政策を変更することは、措置を行うことは困難である。	商商・法人登記申請のオンライン申請手続への開放を行うこととする。また、単純労働者の在留資格に必要となることから、政府として外国人労働者を必要とする基本政策を変更することは、措置を行うことは困難である。	商商・法人登記申請のオンライン申請手続への開放を行うこととする。また、単純労働者の在留資格に必要となることから、政府として外国人労働者を必要とする基本政策を変更することは、措置を行うことは困難である。	1200110	行政手続センター	法務省					